

京丹後市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和8年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年7月14日

京丹後市監査委員 河 嶋 重 春

京丹後市監査委員 和 田 晋

令和 8 年度

財政援助団体等監査結果報告書

京丹後市監査委員

監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査の対象

令和7年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施しました。

（1）一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部

補 助 金 名 称	所 管 部 署
令和7年度 京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部補助金	商工観光部 観光振興課

（2）社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会

補 助 金 名 称	所 管 部 署
令和7年度 京丹後市社会福祉協議会運営費補助金	健康長寿福祉部 生活福祉課

3 監査の期間

令和8年4月17日から令和8年7月14日まで
（監査実施日：令和8年6月5日）

4 監査の着眼点

団 体	所 管 部 署
○ 補助対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか。	○ 補助対象事業に対する指導・監督は、適切に行われているか。
○ 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○ 団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。

5 監査の方法

（1）本監査

団体及び所管部署から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、監査委員による説明聴取及び質疑を実施しました。

（2）予備監査

監査委員事務局職員による関係書類の閲覧、必要に応じて現地調査を併せて実施しました。

6 監査の結果

監査の結果、団体に交付された補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていることを確認した一方で、改善又は検討を要する事項も見受けられました。軽易な指摘事項については、その都度指示、指導を行い、改善又は検討を求めました。

なお、団体及び所管部署は、軽易な事項に関しても留意し、引き続き適正な事務の執行に努めてください。

団体の監査結果は次のとおりです。

団体別監査結果報告書

(一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部)

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、市が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助金等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

2 監査の対象

区分	監査の対象	監査対象補助金等
団体	一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏 振興社 京丹後地域本部	令和7年度に交付した補助金のうち、以下の 補助金等 ・ 令和7年度 京都府北部地域連携都市圏振 興社 京丹後地域本部補助金
所管 部署	商工観光部 観光振興課	

3 監査の結果

(1) 令和7年度 京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部補助金

補助金額	88,0170,000円		
支出年月日 及び金額	令和7年5月29日 令和7年12月19日	55,591,000円 32,426,000円	第1回概算払 第2回概算払
根拠法令等	京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部補助金交付要綱 京丹後市補助金等交付規則		
補助目的	市の観光について総合的な振興を図り、もって市民経済の発展に資するため、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部が実施する観光に関する事業に要する経費の一部について補助金を交付するもの		
指摘事項等	【注意事項】 ・ 確定通知書の日付及び年度の誤記が見受けられました。 ・ 補助金交付要綱第8条により、補助対象事業の変更または中止しようとするときは補助金変更交付承認申請書の提出が必要であるが、提出がなされていませんでした。 ・ 各支部からの実績報告書記載の統一性について、前回（平成28年度）の指摘から大きく改善されましたが、もう少し異なる部分が残っているため、引き続き統一性の向上を図られたい。		

4 意見等

一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部の財政援助に係る出納及びその他の事務の執行状況、所管課の指導状況及び補助金交付事務の監査を実施した結果、おおむね適正に処理され措置を求める事項は認められませんでした。今回監査で伺った特徴的な事柄に対する対応について確認しましたので、以下に記し意見と共に提示します。

京丹後市の観光は就労者や事業資金の規模も大きく地域を支える基幹産業であり、令和2年のコロナ禍では大変厳しい状況となりましたが、令和4年頃から高付加価値化事業に取り組み、全国観光圏満足度調査（2019～2025年度）ではリピーター率73.1%となり、質と満足度の高い観光サービスが行われていることを確認しました。また、京丹後市の宿泊施設は近隣の観光地と比べて倍以上多く、海の京都や丹後王国等の取り組み、高速道路の整備が進む中で、特に満足度の高い食や体験事業を活用した二季型から四季型への取り組みを図り、ヘルスツーリズムなどに力を入れているとのことでありました。

一方で、働き改革や人件費の高騰など人材確保も課題としてあり、近年は週に1～2回休みを設け休館されるところもあるとのことでした。また、温泉施設、みなの悠悠、王国ホテルなど大型の施設が廃止される中で、さらなる宿泊客受入れ数の増加は厳しくなっていくとのことでありました。

こうした中、観光振興計画に基づいた数値目標などを掲げ、具体的な活動方針やビジョンを持って補助事業に取り組まれていました。

当該事業団体の観光事業における役割は、観光 PR や観光誘致などのソフト面を担い、行政が担うハード面と一体となって観光振興を図ることから、特にインスタグラムを主流とした WEB サイトの運営やプロモーション活動、観光 DX の推進などについて努力されており、集客効果の高い取り組みが行われていたと評価します。引き続き情報の鮮度や質を保って情報発信に取り組んでいただきたい。

また、近年の企業人プロジェクトを活用した航空会社（JAL や ANA）からの職員派遣や連携事業において、大企業のバックアップによる高い信頼度や「京丹後」という地名を使った PR は、観光地としてのネームバリューを大きく向上させ、観光客誘致に大きな効果が得られていることが確認できました。

今回の監査において、当該事業団体は旧観光協会時代と比べて大きく成長され、京丹後市の観光の発展に重要な役割を果たしていただいています。引き続き観光関係者や行政・地域と連携して、当市の観光のさらなる発展に寄与されることを大いに期待します。

団体別監査結果報告書（社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会）

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、市が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助金等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

2 監査の対象

区分	監査の対象	監査対象補助金等
団体	社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会	令和7年度に交付した補助金のうち、以下の補助金等 ・令和7年度京丹後市社会福祉協議会運営費補助金
所管 部署	健康長寿福祉部 生活福祉課	

3 監査の結果

（1）令和7年度京丹後市社会福祉協議会運営費補助金

補助金額	60,204,00円		
支出年月日 及び金額	令和7年5月29日	60,204,000円	第1回概算払（全額）
根拠法令等	京丹後市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱 京丹後市補助金等交付規則		
補助目的	（社福）社会福祉協議会が実施する事業の安定的な運営及び充実を図り、もって地域福祉の向上に資することを目的とする。		
指摘事項等	【注意事項】 ・全額概算請求の根拠となる重要資料の資金計画書に、誤記が見受けられました。 ・補助金実績報告書の提出時期について、平成30年度の監査で指摘のあった補助金交付要綱第6条「すみやかに」への対応が厳しいとのことであり、実務上の齟齬が生じています。市と団体とで今後の事務の取扱いに一定の考え方を整理し、問題が生じないよう留意してください。		

4 意見等

一般社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会の財政援助に係る出納及びその他の事務の執行状況、所管課の指導状況及び補助金交付事務の監査を実施した結果、おおむね適正に処理され措置を求める事項は認められなかったが、留意すべき事項等について検討・要望として提示します。

- (1) 補助金の概算請求に係る令和7年5月19日付け補助金交付申請書において、「令和7年度社会福祉協議会運営費 資金計画」が添付され、資金繰りの説明に使われています。補助金の概算払いを9割とするか10割とするかを比較により判断する根拠資料となる重要なものですが、「9月～12月 会費」以降の数値が同じになっており、比較にならない資料となっています。今後の事務においては、適正な書類の提出をしてください。
- (2) 補助金実績報告書の提出について、令和8年5月8日付けで提出されました。一方、補助金交付要綱第6条では「会計年度が終了したときは、速やかに提出」となっています。

当該団体においては、6月に総会を開催して決算の承認を得ることから、それまでの間は決算資料を作成する中で数字が流動的になるため、4月早々での実績報告書の提出は困難であるとのことでした。

平成30年度の財政援助団体等監査の指摘と同様の状況であり、補助金交付要綱と実務との間で実績報告書提出時期に齟齬が生じていることから、市と当該団体において協議し、一定の考え方を整理して対応をしてください。
- (3) 補助金の概算払いに関連して、当該団体の資金繰りが厳しい状況にあることについては、社会福祉協議会の事業が営利を追求する事業ではないことに加え、京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅの指定管理事業スタートの資金負担の影響が大きく残っており、財政改善に努めているが急には難しいということでしたが、財政基盤の強化を図るため引き続き経営改善に注力してください。
- (4) 訪問介護事業については、職員が一人で利用者宅を訪問する現状について、トラブルや事件のリスクもあるため、他の社会福祉協議会の事例などを参考に安全性の確保に留意してください。

福祉事業は市民生活の根幹に関わる重要な分野であり、社会福祉協議会の昼夜の努力を再確認するとともに、高齢化社会の進展に伴い、さらに重要性が高まるなか、市や地域と連携して社会福祉の発展と人材育成の活性化が図られることを大いに期待します。